

労 災 保 険 率 表 「改定後」は平成21年4月1日より適用

事業の種類の分類	事業の種類	労災保険率	
		改定前	改定後
林業	林業	1,000分の60	—(据え置き)
漁業	海面漁業(定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。)	1,000分の41	1,000分の32
	定置網漁業又は海面魚類養殖業	1,000分の40	1,000分の41
鉱業	金属鉱業、非金属鉱業(石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。) 又は石炭鉱業	1,000分の87	—
	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	1,000分の46	1,000分の30
	原油又は天然ガス鉱業	1,000分の6.5	—
	採石業	1,000分の70	—
	その他の鉱業	1,000分の28	1,000分の24
建設事業	水力発電施設、ずい道等新設事業	1,000分の118	1,000分の103
	道路新設事業	1,000分の21	1,000分の15
	舗装工事業	1,000分の14	1,000分の11
	鉄道又は軌道新設事業	1,000分の23	1,000分の18
	建築事業(既設建築物設備工事業を除く。)	1,000分の15	1,000分の13
	既設建築物設備工事業	1,000分の14	—
	機械装置の組立て又は据付けの事業	1,000分の14	1,000分の9
	その他の建設事業	1,000分の21	1,000分の19
製造業	食料品製造業(たばこ等製造業を除く。)	1,000分の7.5	1,000分の6.5
	たばこ等製造業	1,000分の6.5	1,000分の5.5
	繊維工業又は繊維製品製造業	1,000分の5.5	1,000分の4.5
	木材又は木製品製造業	1,000分の18	1,000分の15
	パルプ又は紙製造業	1,000分の7.5	1,000分の7
	印刷又は製本業	1,000分の5	1,000分の4.5
	化学工業	1,000分の6.5	1,000分の5
	ガラス又はセメント製造業	1,000分の7.5	—
	コンクリート製造業	1,000分の14	—
	陶磁器製品製造業	1,000分の17	1,000分の18
	その他の窯業又は土石製品製造業	1,000分の26	—
	金属精錬業(非鉄金属精錬業を除く。)	1,000分の7.5	1,000分の7
	非鉄金属精錬業	1,000分の7.5	1,000分の8.5
	金属材料品製造業(鋳物業を除く。)	1,000分の8.5	1,000分の7.5
	鋳物業	1,000分の18	1,000分の19
	金属製品製造業又は金属加工業(洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。)	1,000分の14	1,000分の11
	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業(めつき業を除く。)	1,000分の9	1,000分の7.5
	めつき業	1,000分の8.5	1,000分の6
	機械器具製造業(電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業)	1,000分の7	1,000分の6.5
	電気機械器具製造業	1,000分の4.5	1,000分の3.5
	輸送用機械器具製造業(船舶製造又は修理業を除く。)	1,000分の6	1,000分の5
	船舶製造又は修理業	1,000分の22	1,000分の23
	計量器、光学機械、時計等製造業(電気機械器具製造業を除く。)	1,000分の4.5	1,000分の3
貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	1,000分の5.5	1,000分の4	
その他の製造業	1,000分の8	1,000分の7.5	
運輸業	交通運輸事業	1,000分の5.5	1,000分の5
	貨物取扱事業(港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。)	1,000分の13	1,000分の11
	港湾貨物取扱事業(港湾荷役業を除く。)	1,000分の13	1,000分の12
	港湾荷役業	1,000分の23	1,000分の17
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	1,000分の4.5	1,000分の3.5
その他の事業	農業又は海面漁業以外の漁業	1,000分の12	—
	清掃、火葬又はと畜の事業	1,000分の13	—
	ビルメンテナンス業	1,000分の6.5	1,000分の6
	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	1,000分の7	—
	通信業、放送業、新聞業又は出版業	1,000分の4.5	1,000分の3
	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	1,000分の5	1,000分の4
	金融業、保険業又は不動産業	1,000分の4.5	1,000分の3
	その他の各種事業	1,000分の4.5	1,000分の3

注) 改定後の保険料率が「—」の事業は、今回改定を行わないもの。